4. 評価項目一覧

評価項目一覧

【評価項目（施工能力評価型）】

令和8年4月1日施行

評価内容			配点 土木一式	配点 舗装	配点 割合(土木)	小計(土木)	割合(土木)	評価基準	確認資料（確認資料は書類の写しの提出を認める）	
施工能力	工事成績	鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局(下水道部門に限る)が発注した工事のうち、直近過去3年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間に工事成績評定通知のあった請負金額2,000万円以上（舗装工事は500万円以上）の同業種工事の工事成績又は経営事項審査の総合評定値（P）	10	10	18.2%	22	40.0%	【工事成績】 計算値＝(n件の評定点の合計+70)／(n+1)（小数点以下切捨） 同業種工事の工事成績評定点のうち、入札参加者が自ら選択した任意の件数(n)の工事成績評定点の合計に70点を加え、n+1で除した計算値（小数点以下切捨）をる配点表により換算した評価点とする。ただし、申告できる工事成績は10件までとする。 【総合評定値】 評価点＝(総合評定値(P)―900)÷50（小数点以下切捨） 実績がない場合又は評定点の申告をしない場合は、入札公告日時点にて最新の経営事項審査（経審）における経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の同業種工事に係る総合評定値（P）の値から900点を差し引き50で除した値（小数点以下切捨）を評価点とする(総合評定値による配点の上限は2点とする)。 計算値 / 評価点 / 例 80点以上 / 10 / 実績85点×2件で(85×2+70)/3＝80点 79点 / 9 / 実績82点×3件で(82×3+70)/4＝79点 78点 / 8 77点 / 7 76点 / 6 75点 / 5 74点 / 4 73点 / 3 72点 / 2 / 総合評定値(P)1000点以上(経審上限) 71点 / 1 / 総合評定値(P) 950点以上 70点以下 / 0 / 総合評定値(P) 950点未満	入札参加者	工事成績評定通知書・経営規模等評価結果通知書
	企業実績	直近過去10年度又は当該年度の入札公告日の前日までに完成認定を受けた請負金額2,000万円以上（舗装工事は500万円以上）の同業種公共工事の実績	2	2	3.6%			【企業実績】実績1件あり＝2点 同業種公共工事の元請又はJV構成員(出資率20%以上に限る。)としての工事実績の有無により評価する。 鈴鹿市及び鈴鹿市上下水道局(下水道部門に限る)発注工事については工事成績70点以上の工事に限る。公共工事とは、国、県、市町及び公団等の公的機関から受注した工事とする。	入札参加者	契約履行証明、工事完成認定書、コリンズ
	自社施工	入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、3項目（【元請施工】として自社施工する工種、【施工班体制】として実際に施工に従事する自社作業員、【使用機械】として実際に施工に使用する建設機械）を、それぞれ申告した内容を評価	8	9	14.6%			【元請施工】 （発注する工事に特殊工種がない場合）該当する指定工種を元請のみで施工＝4点、該当する指定工種を元請と下請（市内本店かつB等級以下）で施工＝3点、それ以外の施工＝0点 （発注する工事に特殊工種がある場合）該当する指定工種を元請のみで施工＝4点、該当する指定工種を元請と下請（市内本店かつB等級以下）で施工＝3点、それ以外の施工＝0点、特殊工種を元請のみで施工＝1点加算 評価対象となる指定工種は別途規定する。工事毎に評価対象とする特殊工種は入札公告時に発注者が明示する。（入札公告と同時に掲載する評価項目一覧に別紙として添付。） 評価の対象とする下請の「B等級以下」とは、鈴鹿市建設業者格付要綱により、当該工事の参加資格と同年度における同業種のB等級以下に格付された者とする。	入札参加者	申告書(様式)―契約時に特記仕様書とする 提出する確認資料なし ※履行確認あり
								【施工班体制】 （発注する工事に特殊工種がない場合）元請が担当する工種の施工中に元請の自社作業員を概ね2名以上常時配置し施工＝2点、それ以外の施工＝0点 （発注する工事に特殊工種がある場合）元請が担当する工種の施工中に元請の自社作業員を概ね2名以上常時配置し施工＝1点、それ以外の施工＝0点 自社作業員は、現場代理人、主任（監理）技術者及び専任の担当技術者（調査基準価格を下回る契約時）を除き、入札(開札)日において3か月以上の常勤雇用が確認できる作業員を対象とする。	入札参加者	申告書(様式)―契約時に特記仕様書とする 当該工事に従事する予定の元請作業員の常勤雇用が確認できる書類 ※履行確認あり
								【使用機械】特殊機械及び別途規定する指定機械のうち、当該工事の施工に使用する建設機械について （発注する工事に特殊工種がない場合）指定機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース＝2点（舗装工事の場合、3点）、それ以外の施工＝0点 （発注する工事に特殊工種がある場合）指定機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース＝1点（舗装工事の場合、2点）、それ以外の施工＝0点、特殊機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース＝1点加算 ファイナンスリース以外のリース（賃貸借）契約は評価の対象としない。 工事毎に評価対象とする特殊機械は、入札公告時に発注者が明示する。（入札公告と同時に掲載する評価項目一覧に別添として添付。）	入札参加者	申告書(様式)―契約時に特記仕様書とする 建設機械を所有していることが確認できる書類、建設機械の写真 ※履行確認あり
	災害時の事業継続力	建設企業における災害時の事業継続計画の策定状況	2		3.6%			【事業継続計画の策定】 中部地方整備局「災害時の事業継続計画を備えている建設会社」として認定されている、又は三重県「建設企業における災害時の事業継続計画登録制度（三重県建設BCP登録制度）」へ登録している＝2点 中部地方整備局「建設会社における災害時の事業継続力認定制度」にて、「災害時の事業継続力を備えている建設会社」として認定されている場合、又は三重県「建設企業における災害時の事業継続計画登録制度（三重県建設BCP登録制度）」に登録されている場合に評価する。重複する場合にはどちらか一方のみを評価する。	入札参加者	中部地方整備局から交付された認定証又は三重県から発行された登録確認証
配置予定技術者	工事実績	配置予定の主任（監理）技術者について、直近過去10年度又は当該年度の入札公告日の前日までに完成認定を受けた請負金額2,000万円以上（舗装工事は500万円以上）の主任（監理）技術者として従事した同業種公共工事の実績	2	2	3.6%	10	18.2%	【工事実績】実績1件あり＝2点 評価する実績は、着工から完成まで携わった工事の実績とする。鈴鹿市及び鈴鹿市水道局(下水道部門に限る)発注工事については工事成績70点以上の工事に限る。公共工事とは、国、県、市町及び公団等の公的機関から受注した工事とする。	入札参加者	契約履行証明、工事完成認定書、コリンズ
	資格保有	配置予定の主任（監理）技術者の資格保有状況	2	3	3.6%			【資格保有】 １級国家資格、技術士のいずれかを保有している(工事の内容により、別の資格を指定した場合は、指定された資格を保有している)＝2点（舗装工事の場合、1点） （舗装工事の場合、以下を評価項目に追加） １級舗装施工管理技術者＝2点、2級舗装施工管理技術者＝1点 「保有資格」は、当該工事に関連する資格に限る。また、1級国家資格者（建設業法による1級技術検定に合格した者）及び技術士の資格は、該当する種目や部門に限る。	入札参加者	配置予定の主任（監理）技術者の資格証
	担い手育成	配置予定の主任（監理）技術者又は現場代理人が、満39歳以下又は女性の場合において評価	4	4	7.4%			【担い手育成】以下の基準に該当あり＝1項目につき2点(2項目4点まで) 主任（監理）技術者が満39歳以下又は女性の場合　＝2点 現場代理人が満39歳以下又は女性の場合(主任（監理）技術者が兼務する場合は評価しない)＝2点 配置する技術者等は、入札(開札)日において、3か月以上継続して雇用され、建設業法等により加入すべき社会保険に適正に加入している者。入札(開札)日において満39歳以下又は女性の技術者等を配置予定とした場合に評価する。	入札参加者	配置予定技術者等の年齢を確認できる書類
	継続教育(CPD)	配置予定の主任（監理）技術者のCPD(継続教育制度)取組実績	2	2	3.6%			【継続教育(CPD)】 各団体設定の1年間推奨（目標）単位以上の単位取得がある場合＝2点 各団体設定の1年間推奨（目標）単位の1/2以上の単位取得がある場合＝1点 前年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間における任意の1年間において、建設系CPD協議会又は建築CPD運営会議等の加盟団体のうちいずれか1団体が証明又は認定した合計取得単位数（相互承認を受けたCPD単位を含む）が、当該団体の1年間の推奨単位以上ある場合に評価する。1年間の推奨単位を設定していない団体のCPD単位は評価の対象としない。	入札参加者	各団体が発行するCPD実績証明書等
手持工事量	手持工事量	同業種に係る1級技術者数に対する、手持ちの請負金額2,000万円以上の同業種公共工事の件数の比率	6	6	10.9%	6	10.9%	【手持工事量】請負金額2,000万円以上の同業種公共工事件数／同業種に係る1級技術者数 0＝手持工事量のとき6点 0＜手持工事量≦0.13のとき4点 0.13＜手持工事量≦0.23のとき2点 0.23＜手持工事量≦0.33のとき1点 0.33＜手持工事量のとき0点　　1級技術者10名以上の場合は、同業種公共工事件数を1件差し引く。 一級技術者(A) / 1件 1/A / 得点 / 2件 2/A / 得点 / 3件 3/A / 得点 10 人 / 0 / 6 / 0.1 / 4 / 0.2 / 2 9 / 0.111 / 4 / 0.222 / 2 / 0.333 / 0 8 / 0.125 / 4 / 0.25 / 1 / 0.375 / 0 7 / 0.142 / 2 / 0.285 / 1 / 0.428 / 0 6 / 0.166 / 2 / 0.333 / 0 / 0.5 / 0 5 / 0.2 / 2 / 0.4 / 0 / 0.6 / 0 対象となる手持ちの同業種公共工事とは、請負金額2,000万円以上の当該案件と同工種工事であり、かつ以下の項目に該当する工事とする。 ①公告日において、元請又はJV構成員（出資比率20%以上に限る。）として国、県、市町及び公団等の公的機関と契約中の工事 ②開札予定時刻において、元請又はJV構成員（出資比率20%以上に限る。）として鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局と契約予定がある工事 ③開札予定時刻において、元請又はJV構成員（出資比率20%以上に限る。）として鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局の工事入札において落札候補者となっている工事※手持ち0件の場合、技術者数に限らず　6点	発注者	提出する確認資料なし （発注者が確認できない場合のみ提出を依頼する）コリンズ・経営規模等評価結果通知書
労働環境	労働環境	労働安全衛生マネジメントに係る認証を取得している	2	2	3.6%	5	9.1%	【労働安全衛生マネジメント認証】取得している＝2点 次のいずれかの労働安全衛生マネジメントに係る認証を取得している場合に評価する。 ISO45001／JISQ45100／JISHA適格OSHMS／COHSMOS	入札参加者	評価証・適合証明書等
	建設キャリアアップシステム	建設キャリアアップシステムを導入している	3	3	5.5%			【建設キャリアアップシステムの導入】建設キャリアアップシステムを導入している＝3点 事業者登録及び現場運用実績が確認できる場合に評価する。	入札参加者	登録完了・現場運用確認資料
社会貢献								アー～クのうち該当する実績(認証取得)がある＝1項目につき2点(最大10点) 地元及び社会への貢献度について、入札参加者が以下のアからクまでの評価内容から任意で選択した5項目により評価する。		
	障がい者雇用	ア. 障がい者雇用の有無	10	10	18.2%	10	18.2%	障がい者雇用あり＝2点 障害者雇用促進法により義務つけられている企業は、法定雇用を達成していること。	入札参加者	障害者雇用状況報告書・障害者手帳・常勤雇用確認資料
		イ. 障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定制度（もにす認定）の認証の取得の有無						障害者雇用優良中小企業主として認定あり＝2点	入札参加者	認定通知書
	防災協定	ウ. 鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局との防災協定締結の有無						鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局との防災協定締結あり＝2点	入札参加者	防災協定書
	環境マネジメントシステム	エ. ISO14001、M-EMS（ステップ2又はステップ1）のいずれかの認証取得の有無						ISO、M-EMSの認証取得あり＝2点	入札参加者	登録証等
	職場環境	オ. 職場環境の向上のために、労働安全衛生、健康経営又はワーク・ライフ・バランス等の推進への取組に対する認定の有無						厚生労働省又は経済産業省が実施する制度による労働安全衛生、健康経営又はワーク・ライフ・バランス等の推進への取組に対する認定あり＝2点	入札参加者	認定証等
		カ. 「みえの働き方改革推進企業登録制度」の登録の有無						みえの働き方改革推進企業登録制度への登録あり＝2点	入札参加者	登録証等
	若手技術者の確保	キ. 「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」への登録の有無						「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」への登録あり＝2点 当該工事の入札に参加する者が、三重県が運営する「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」にインターンシップ受入事業所として登録されており、登録項目のうち「所在地、業種、職種、受入対象、受入時期、受入人数」の項目が全て記載されていること	入札参加者	Webページの写し
	ボランティア活動	ク. ボランティア活動の実施						直近過去2年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間に以下のボランティア活動について2回以上参加又は実施した実績がある場合 鈴鹿市が主催する総合防災訓練又は地域地震防災訓練へ2回以上参加＝2点 三重県「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」による活動又は鈴鹿市「ボランティア清掃活動」を2回以上実施＝1点 評価の対象となる活動は、鈴鹿市が主催する総合防災訓練若しくは地域地震防災訓練へ参加した実績、又は三重県の「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」へ登録し実施した活動若しくは鈴鹿市の廃棄物対策課が行うボランティア清掃活動支援を受け実施した活動とする。	入札参加者	制度登録が確認できるWebページ等の写し、活動実績が確認できる日付入りの写真や参加メンバー表等
地域貢献	地域維持型維持修繕業務委託の実績	直近過去3年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間における、鈴鹿市発注の地域維持型維持修繕業務委託の元請としての契約実績	2	2	3.6%	2	3.6%	【地域維持型維持修繕業務委託の実績】実績あり＝2点 当該工事の入札に参加する者が、鈴鹿市発注の地域維持型維持修繕業務委託の元請として契約したJVの構成員である場合に評価する。	入札参加者	契約書
	本店所在地	本店所在地 （市外本店業者又は市外本店業者を構成員に含む共同企業体（JV）が入札参加できる場合に追加する。）	(2)	(2)				【本店所在地】市内に本店を有する＝2点 本店所在地は、公告日の前日時点において鈴鹿市入札参加資格者名簿に登録されている本店所在地で評価する。JVの場合、代表者を評価対象とする。	発注者	提出する確認資料なし （登録状況確認）
	地元業者施工率	入札参加者が提出する工事費内訳書に計上された金額のうち、入札者が申告した、市内本店業者(元請及び1次下請)にて施工する予定の部分に対応する金額の割合 （市外本店業者又は市外本店業者を構成員に含む共同企業体（JV）が入札参加できる場合に追加する。）	(3)	(3)				【地元業者施工率】市内本店業者（元請及び1次下請）にて施工する割合が80%以上=3点 地元業者施工率とは、元請の工事価格に占める市内本店業者(元請及び1次下請)が施工する予定の部分に対応する金額の割合のこととする。元請が市内本店業者以外の場合は、1次下請による請負金額を評価の対象とする。 契約内容に応じ、材料や経費についても下請負金額に含めて算定する。 2次下請以下に市内本店業者以外が含まれる場合は当該1次下請の下請負金額の全額を対象としない。	入札参加者	申告書(様式)―契約時に特記仕様書とする ※履行確認あり
合計			55	55	100%	55	100%			

【技術提案】

技術提案	技術提案	工事を行う上での留意点等の提案内容を評価	40～60	40～60				施工能力評価型の配点に加えて、発注者が示した提案項目及び課題・テーマ(2～3項目)に対し技術提案書(必要に応じて補足資料)を提出。技術審査会において原則として各項目20点（40～60満点）で評価する。ただし、特に重要な課題がある場合は、傾斜配点又は失格基準を設定することができる。(ヒアリングを実施することも可能)	入札参加者	技術提案書（様式）―内容によって契約時に特記仕様書とする ※特記仕様書とした場合、履行確認あり
	建設発生土処分場	自主的な建設発生土の処分場の確保 （建設発生土が見込まれる工事に追加する。）	(1)					【建設発生土の処分地】（100m³以上の建設発生土が見込まれ、かつ搬出先が指定されていない工事の場合、追加で評価する） 当該工事で発生する建設発生土の無償の最終処分場を市内に確保している＝1点	入札参加者	申告書(様式)―契約時に特記仕様書とする 残土運搬経路図、処分場の土地全部事項証明書 ※履行確認あり

【価格点】

入札価格	【価格点】＝定数300×（1−入札価格／予定価格）（小数点以下切り捨て）	0～75	0～75				予定価格1億円（税抜）の場合、入札価格で約33万円差で1点差 （低入札価格調査基準92%の入札額で24点）	入札参加者	入札書